

諮問(情)第36号

答 申

第1 審査会の結論

市民まちづくり局市民自治推進室市民活動促進担当課における一般任期付職員（以下「任期付職員」という。）の採用（以下「本件任期付職員採用」という。）に際し作成された「一般任期付職員（課長職）の採用内申について」と題する起案文書及びその添付書類（以下「本件対象文書」という。）について、任期付職員候補者評価表（以下「本件評価表」という。）に記載されている、本件任期付職員採用において採用が決定した候補者（以下「採用候補者」という。）以外の候補者（以下「その他候補者」という。）の氏名、略歴及び評価項目並びに採用候補者が作成した小論文（政策課題）（以下「本件非公開部分」という。）を市長（以下「諮問庁」という。）が非公開とした決定（以下「原決定」という。）は、妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成20年3月12日に行った平成20年度一般職の任期付職員3名分の採用に係る内容（採用候補者の氏名、経歴、任期、給与及び仕事内容）必要性及び採用に至る経緯を記した文書の公開請求（以下「本件請求」という。）に対して諮問庁が行った原決定を取り消し、非公開とされた部分のうち本件非公開部分の公開を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件評価表の評価項目については、それだけでは個人を識別できる情報ではない。また、氏名及び略歴については、いずれも相手方と接触して直接取得した情報ではなく、市がインターネットや刊行物などにより調査したものであり、すでに公開されている情報であると考えられる。さらにその他候補者は、自ら名乗り出て候補者となったわけではなく、市が一方的にこれらのものを候補者としただけのことであり、当該情報が公になったとしても、当該候補者のプライバシーの問題にならない。
- (2) また、市がどのような人物を候補者としていたのかということは、本件任期付職員採用における選考の公正性及び透明性を確保するうえで重要な情報である。情報公開が公文書の公開を原則としている以上、選考手続きが公正かつ妥当になされていたか明らかにするためにも公開すべきである。
- (3) 小論文（政策課題）について、市は、採用候補者の政策に関する個人的な見解や思想が記述されているから個人に関する情報であると主張している。しかし、当該小論文は、採用候補者が任期付職員として任命された場合、どのようなことを行うのかなど政策に関することをテーマにしており、プライバシーや個人の情報とは関係のないものである。たとえ一部に個人的な情報が含まれていたとしても、すべてが例外的に

非公開とされる個人的な情報であるとは考えられない。

- (4) 本件任期付職員採用に係る職の主な業務内容は、企業の社会的責任という観点から企業とNPOとのマッチングを行うというものであるが、採用候補者はこの分野を専門としてきたわけではなく、なぜ市が当該候補者を採用したのか分かりにくい。市は当該候補者が当該職にふさわしい人物であるかどうか当該小論文によって判断しているはずであるから、本件任期付職員採用における選考過程が合理的かつ適当であったかどうか明らかにするため当該小論文を公開する必要がある。

第3 諮問庁の説明要旨

諮問庁の主張は、おおむね以下のとおりである。

1 本件評価表その他候補者の評価項目について

本件評価表は、本件任期付職員採用に係る候補者選定の基礎資料として作成したもので、採用候補者を含む4名の候補者について複数の評価項目ごとに評価を行い、比較した一覧表である。なお、この段階では候補者の選出は市内部のみで行っており、候補者に対し採用について検討していることは周知しておらず、候補者自身も自分が採用の候補となっていることは知らない。

当該評価表の評価項目の欄には、その他候補者の肩書き、履歴、実績等が記載されており、それらの内容を組み合わせることにより、その他候補者が識別され、当該その他候補者が本市の任期付職員の候補者として検討されていたことが明らかになることから、条例第7条第1号本文に掲げる情報に該当する。また、その他候補者が任期付職員の候補者として検討されていたという情報は公にされている情報ではなく、当該情報を公にする慣行等も存在しないことから、例外的に公開される情報を定めた同号ただし書アには該当せず、またイ及びウにも該当しない。

2 本件評価表その他候補者の氏名及び略歴について

その他候補者の氏名及び略歴そのものは、インターネットや文献等から収集した情報であり、その意味では公にされている情報であるが、氏名はもとより略歴からもその他候補者を識別することができ、さらに、本件評価表に記載されているという事実と組み合わせることで、その他候補者が任期付職員の候補者として検討されていたというその他候補者に係る公にされていない個人情報明らかになる。当該情報は、上記1と同様、条例第7条第1号本文に掲げる情報に該当し、かつ、例外的に公開される情報を定めた同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

3 小論文(政策課題)について

当該小論文は総務局職員部人事課が採用候補者の能力検証を行うための書類であり、政策に関する個人的な考え、判断、意見などが記載されている。これらの内容は、個人としての見解や思想であり、個人に関する情報に該当する。また、採用候補者の氏名については、すでに公表されているから、特定の個人を識別することのできるものでもある。したがって、当該小論文は、条例第7条第1号本文に掲げる情報に該当する。また、採用候補者が政策についていかなる個人的な見解や思想を有しているかという情報は、例外的に公開される情報を定めた同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

さらに、当該小論文を公にすることとした場合、今後、同様の選考において、候補者

は自分の提出した小論文が公開されるということを意識することになり、自分の考えに基づく独創的な意見ではなく、無難な内容に終始することになると懸念される。したがって、今後の任期付職員の選考事務が適正に遂行されるためにも非公開とすべき情報であると考えます。

第4 審査会の判断

1 本件任期付職員採用

本件任期付職員採用は、諮問庁が、企業の社会貢献活動の促進及び企業とNPOとのマッチングなどの取り組みを新たに実施するにあたり、これらの業務を遂行できる専門的な能力を有する人材を任期付職員として民間から採用するために行ったものである。本件任期付職員採用では、採用方法が非公募であったことから、市民活動促進担当課において具体的な人選の作業を行い、人事課に対して採用候補者を内申した。これを受け、人事課では、当該候補者について経歴や論文、面接による能力実証を行ったうえで、人事委員会に対して採用承認申請書を提出し、さらに人事委員会では当該候補者の専門的知識、業務内容、任期及び任命権者による能力検証方法の公正性などについて審査を行い、採用の承認がなされた。

2 本件非公開部分

本件対象文書は、市民活動促進担当課が人事課に対し、採用候補者の採用内申を行う際に作成された起案文書で、起案本文及び本件評価表、キャリア調書、小論文、戸籍謄本等の添付文書からなっている。本件異議申立てにおいて、異議申立人が公開を求めているのは、このうち本件評価表の、その他候補者の「氏名」、「略歴」及び「評価項目」並びに採用候補者が作成した「小論文(政策課題)」である。

3 本件評価表

当該文書は諮問庁が任期付職員の候補者選定を行う際、4名の候補者を抽出し、インターネットや刊行物等から経歴や活動実績などを調査し、それぞれ比較、評価したものである。諮問庁は、その他候補者の氏名、略歴及び評価項目の情報を公開した場合、当該その他候補者について、諮問庁が任期付職員の候補者として検討を行っていたことが明らかとなることから条例第7条第1号に該当すると主張しているため、以下この点について検討を行う。

(1) その他候補者の氏名

ア 条例第7条第1号本文該当性

当該情報は、任期付職員の候補者として諮問庁が比較、評価を行った特定の個人の氏名であり、もとより個人が識別される情報である。この点につき異議申立人は、その他候補者は、公募により自ら立候補してきたわけではなく、諮問庁が勝手に候補者としただけであるから、その他候補者のプライバシーに関係する情報ではなく、同号には該当しない旨主張している。しかしながら、当人の了知していない当該個人に関する情報であっても、直ちにプライバシー性がなくなるわけではない。また、条例第7条第1号は、プライバシーの具体的な内容が法的にも社会通念上も必ずしも明確ではないことから、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人のプライバシーに関する情報と判別できる場合はもとより、個人のプライバシーに関する情報であると推認できる場合も含めて、個人に関する一切の情報を原則として非

公開としたうえで、個人の利益保護の観点から非公開とする必要のないものや公益上公にする必要性の認められるものをただし書として規定したものである。このことからすると、本件のような本人が了知していない事実であっても、当該個人に関する情報である以上、同号本文の「特定の個人を識別することができるもの」に該当すると解される。

イ 条例第7条第1号ただし書該当性

次に、条例第7条第1号は同号ただし書アからウまでに該当する場合は、非公開にしないことが定められていることから、その当否について検討する。

異議申立人は、本件評価表で非公開とされた氏名は、諮問庁がインターネットや刊行物など一般に公にされている情報源から収集したものであるから、同号ただし書アに該当すると主張している。しかしながら、いかなる人物が任期付職員の候補者として検討されていたかという情報が一般に公にされているという事実はなく、また、これを公開することとする慣行も特段存在していないと認められる。したがって、当該情報は、条例第7条第1号ただし書アに該当しないと判断する。

また、同号ただし書イおよびウに該当しないことは明らかである。

ウ 結論

以上より、当該情報は、条例第7条第1号本文に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非公開とすることが妥当である。

(2) その他候補者の略歴及び評価項目

当該情報は、その他候補者の学歴、職歴及び具体的な活動実績などに関する情報である。これらの情報は、上記のとおり諮問庁が一般に公になっているインターネットや刊行物などを調査して入手したものであり、当該情報をこれらの公になっている情報と照合することにより、当該候補者が誰であるか識別することができることから、条例第7条第1号本文に該当すると判断する。

また、上記(1)イのとおり当該情報は同号ただし書アからウまでに該当しない。

よって当該情報は、非公開とすることが妥当である。

4 小論文(政策課題)

当該小論文は、人事課での能力実証のため諮問庁が採用候補者より提出を受けたもので、採用候補者が任期付職員の職に係る政策課題にどう取り組むかということをテーマとしている。諮問庁は、条例第7条第1号及び第5号に該当すると主張しているので、以下、それぞれ検討を行う。

(1) 条例第7条第1号該当性

ア 条例第7条第1号本文該当性

当該小論文は、採用候補者が、任期付職員の職に関する政策課題について意見や見解を記述したものであり、個人に関する情報であると認められる。そして、採用候補者の氏名はすでに公開されていることから、当該小論文を誰が書いたのかは明らかであり、特定の個人がいかなる内容の小論文を記載したのかという事実が明らかとなる情報と判断される。

この点について、異議申立人は政策をテーマとした小論文であり、プライバシー

や個人の情報とは無関係である旨主張している。しかしながら、当該小論文に記述されている意見や見解は、個人の価値判断に裏付けられたものであり、テーマが私事に関するものであるか否かによって判断が変わるものではないと解することが相当である。

イ 条例第7条第1号ただし書該当性

当該小論文が一般に公にされているという事実はなく、また、これを公開することとする慣行も特段存在していないと認められる。したがって、当該情報は、条例第7条第1号ただし書アに該当しないと判断する。

また、当該小論文が作成された時点において、採用候補者は、人事課の能力実証を受ける前の候補者に過ぎず、公務員とは認められないことから、当該小論文は公務員の職務の遂行に関する情報には該当しない。したがって、当該情報は、同号ただし書ウに該当せず、また、同号ただし書イに該当しないことも明らかである。

ウ 結論

以上より、当該情報は、条例第7条第1号本文に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非公開とすることが妥当である。

(2) 条例第7条第5号エ該当性

当該小論文は、採用候補者が任期付職員の職務に適任であるか能力の実証を行うための資料とされたものである。一般にこのような人事選考のための小論文には、候補者の意見が十分、正確に反映されていなければならないと考えられるが、当該小論文を公開することは、今後行われる同種の人事選考において、候補者の記載内容を制約することにつながると想定され、その結果、小論文による職員の能力検証事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められることから、条例第7条第5号エに該当すると判断する。

5 結論

以上のことから、本件対象文書について、その一部を非公開とした原決定は妥当であると認められるので、第1のとおり判断する。

第5 審議経過

次表のとおり。

審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成20年5月15日	諮問書及び諮問庁の一部公開理由説明書を受理
平成20年5月19日	異議申立人に諮問庁の一部公開理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成20年10月23日 (第65回審査会)	事案の概要説明
平成20年10月30日 (第66回審査会)	異議申立人からの意見聴取
平成20年11月11日 (第67回審査会)	諮問庁からの事情聴取
平成20年12月11日 (第69回審査会)	審 議
平成20年12月25日 (第70回審査会)	審 議
平成21年1月13日 (第71回審査会)	審 議
平成21年1月16日	答 申